公開質問状(正本ドイツ語、翻訳:女の会)

#### **T**100-0014

東京都千代田区永田町2丁目3-1 日本国内閣総理大臣 安倍晋三殿

> 2013 年 8 月 14 日、 日本軍「慰安婦」メモリアル・デーに

## 内閣総理大臣殿

私たちは、ベルリン在住の日本人グループです。1992年以来、アジア太平洋戦争時の日本軍の性暴力の被害者、いわゆる「慰安婦」と呼ばれた人たちの支援活動を続けて参りました。68回目の終戦の日を迎えるにあたって、これらの今も存命する女性達が求める公式謝罪と補償への要求が、即刻満たされるよう、総理に対してこの公開書状を認めます。

総理もご承知の通り、本件は、この間に、アジアの存命する被害者に対する単なる補償の問題ではなくなっています。20年前に被害者が名乗り出たことは、武力紛争や戦争、或は日常生活に於いて性暴力に晒されて来た、そして今も晒されている全世界の女性達への励ましとなりました。それ故、存命する被害者の権利を日本政府が認めることは、類似の犯罪を容認しないという強力なメッセージとして、女性に対する暴力を世界からなくすための一歩となるのです。このことは、ドイツ社会の示す本件への関心の高さからも、感得できます。本件に関する催しの際には、私たちはドイツ社会から常に暖かい連帯の支援を受けてきました。一体、そして何時になれば、日本が高齢の女性達の権利を認めるのかを、ドイツ社会は注視しています。

それだけに、大阪市長の橋下徹氏が、慰安所制度は当時必要だったと発言した時には、ドイツのメディアは厳しい批判を展開しました。批判は、橋下氏にのみ向けられたのではありませんでした。 ドイツ語圏のメディアは、むしろ、あなたを始めとする日本の一部の政治家の言動によって橋下氏 の言説が許容されていることを断罪しています。1

首相は、件の発言直後に橋下発言から距離をおかれ、菅官房長官をして、政府の立場は 1993 年の「河野談話の継承だ」と発表させました。しかし、あなたの、「軍による女性の強制募集を直接証明するものは公文書に見つからなかった」という再三の発言を、ドイツのメディアは忘れてはいません。2また首相は、2012 年 9 月 16 日の総裁選では「河野談話」を見直すと明言されました。こうした首相や政府関係者の姿勢は、ドイツ世論においては如何とも納得し難いことなのです。例えば、ビーレフェルト大学の歴史学者 ハンス=ウルリッヒ・ヴェーラー教授は中国の通信社新華社のインタビューに応えて、「ドイツやイギリス或は米国の目からすれば、日本がその重篤な責任を認めなければならないことは、歴然としています」と述べています。3

複数の国連機関も、この十数年、再三に渡り、日本政府に勧告を出してきました。最近では 5 月 31 に、拷問禁止委員会がその最終所見の中で、拷問禁止条約の 6 つの条項に基づく責務を日本は怠っているとして、日本軍性奴隷制の被害者の苦難を和らげるべき立法、行政及び司法上の措置をとるようにと、5 項目に渡る勧告を出しました。 4 このことは、「道義的見地から被害者の求めに応じた」という日本政府の再三の答弁にも拘らず、国際社会がそれを全面的には受け入れてはいないという紛れもない証拠です。

不可解なことに、政府は二週間後の 6 月 18 日に、内閣決定を経た文書の中で、勧告には「法的拘束力はない」、「従う義務はないと理解している」と述べました。そもそも条約加盟国の政府が、当該国連機関の勧告は無視して差し支えないと公言してよいものでしょうか。ましてや、国連人権理事会の理事国であるからには、日本は、自国内の人権状況の改善には、単なる一批准国に勝る努力をして然るべきでしょう。

1993年に当時の官房長官河野洋平氏によって発表されたいわゆる「河野談話」は、日本政府が、日本軍の行った性犯罪と真摯に取り組んだことを示す重要な文書であり、その後歴代の政府が、政策の基本姿勢として踏襲してきました。この見解が、国際世論によって評価されているのは、従ってもっとも至極なことなのです。2007年12月に、欧州議会は『河野談話』を歓迎し、「『慰安婦』問題について」5という決議を採択し、日本政府に対して、「明確且つ曖昧なところのない、被害事実の公式な認定と謝罪、及び歴史的かつ法的な責任」を求めました。今回の拷問禁止委員会の勧告は、

<sup>1</sup> 以下の記事を参照のこと: Zoll, Patrick: Unruhe in Politkreisen. Nationalistische Haarspalterei in Japan. in der Neuen Zürcher Zeitung", 31.05.2013, Lill, Felix: Ein Foto reißt Wunden auf. in DIE ZEIT ONKINE, 17.05.2013, 及び Germis, Cartsten: Hashimotos Doppelgesicht. in der Frankfurter Allgemeine Zeitung", 27. 05.2013

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 第一次安倍内閣時の発言、2012 年 11 月 4 日付け米ニュージャージー州の Star Ledger 紙の「慰安婦」連行の強制性を否定する広告(首相と現内閣の 4 閣僚が名を連ねています)。今次内閣や議会での首相や他の政治家の同様な発言等。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Bartsch, Bernhard: Politiker rechtfertigt Weltkriegsgräuel, in: Frankfurter Rundschau vom 14. 05. 2013

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> C. 19. Victims of military sexual slavery in "CAT.C. JPN.CO.2- AUV en"

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Resolution on Justice for the 'Comfort Women' (sex slaves in Asia before and during World War II) ( P6\_TA(2007)0632 )

欧州議会決議の精神、すなわち欧州市民の意見を代理するものであります。

つきましては、総理に、以下の質問に是非とも御応え賜るよう御願い致します。

- 1) 様々な国際組織の報告書や勧告<sup>6</sup>、各国や世界各地の議会の決議が示すように「慰安婦」制度 は女性の人権を甚だしく侵害する性奴隷制度だったことは国際社会が認めるものです。国際社会は 日本政府がその事実を明確かつあいまいなところのないやり方で公式に認め、謝罪することを求め ています。日本政府はどのような形でこの要求に答えるつもりでしょうか。
- 2)「慰安婦」制度の犠牲者の苦痛が今も継続されていることから、この犯罪に時効を適用するのは 不適切であると拷問禁止委員会は判断し、同様に自由権規約委員会や女性差別撤廃委員会において も、日本は性奴隷制度であった「慰安婦制度」に関する法的責任を認め、加害者の訴追や処罰をす べきだとの見解です。戦時性暴力を根絶するには、加害者に対する不処罰の連鎖を断ち切ることを 国際社会は求めていますが、日本政府はこれについてどう対応するつもりでしょうか。
- 3) 民間の募金による「償い金」の支払いでは、「慰安婦」制度の被害者の適正な救済とリハビリテーションが行なわれたとはいえないという点でも、国際社会の意見は一致しています。今後日本政府はどのように、被害者に対する賠償やリハビリテーションなどの救済措置を具体的に行うつもりでしょうか。
- 4) 日本で政府当局者や公的人物が「慰安婦」制度の実態を否定する発言を繰り返し行っていることはドイツのメディアでも伝えられ、日本の政治家のモラルが厳しく批判されています。政府は今後、犠牲者に再び心的外傷を与えるこのような発言や行動に、どう対処するつもりでしょうか。またこのような発言や行動を防止するためのどのような対策を講じるつもりでしょうか。
- 5) **1993**年の「河野談話」で日本政府は、「慰安婦」問題についての歴史研究を進めていくと表明していますが、調査は実際に継続され、その成果はすべて公表されているのでしょうか。
- 6)日本の義務教育の歴史教科書から「慰安婦」という言葉が消されました。今後、「慰安婦」制度 のような性犯罪が再びおこらないようにするためには、公衆に対して、とりわけ未来の世代に対し て、歴史教育や反性差別教育を行うことは必要不可欠です。日本のあらゆる教科書に「慰安婦」問

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 例えば、Observation of ILO (CEACR adopted 1995, published 82<sup>nd</sup> ILC session 1996), concluding observations of UN-Human Rights Committee (CCPR/C/JPN/CO/5, 2008), concluding observations of Committee on the Elimination of Discrimination Against Women (CEDAW/C/JPN/CO/6, 2009), concluding observations of Committee on Economics, Social and Cultural Rights (E/C.12/JPN/CO/3,2013) sowie concluding observations of Committee against Torture (CAT/C/JPN/CO/2, 2013).

題が記載されることは国際社会も要求していますが、日本政府はこの要求にどう答えるのでしょうか。

7)「日本国が締結した条約及び確立された法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と日本国憲法98条第2項で定めています。にもかかわらず本年5月31日に拷問委員会が出した勧告に関する国会議員の質問に対して、日本政府は、「従うことを義務付けているものではないと理解」すると、閣議決定を経た答弁書で答えています。日本は4月にロンドンで持たれたG8外相会議や6月の国連安全保障理事会で、紛争時の性暴力をなくすためのイニシアティブを共に担っていくことを表明しました。拷問委員会の勧告を無視する一方で、国際レベルで戦時の性暴力防止に取り組むというのは、矛盾してはいないでしょうか。日本は、どのようにして人権に関する国際条約のよりよい実現を達成するつもりなのでしょうか。

## 総理、

存命する被害者は、今や大変な高齢に達し、アジアの各地の支援グループからは、毎月のように悲しい知らせがもたらされています。日本がこの人たちの声に応じる秋は、今を於いてありません。さもなければ、「日本は、『慰安婦』問題を生物学的に解決した」という不名誉な評価だけが、後世に残ることになりかねないでしょう。<sup>7</sup> 総理に於かれましては、本公開質問状に誠意をもって回答下さり、被害者の要求を速やかに満たされることを強く望みます。

## ベルリン女の会

# 替同者

#### 団体:

- agisra e.V Köln
- AMNESTY INTERNATIONAL Sektion der Bundesrepublik Deutschland e. V.
- BAN YING e.V.
- Berliner Frauennetzwerk e.V.
- Courage Kim Hak-Soon Aktionsbündnis zur Aussöhnung im Asien-Pazifik-Raum
- Deutscher Frauenrat e.V.
  - Catrin Becher, Referentin Internationale Gleichstellungspolitik
- Deutscher Frauenring e.V.

 $<sup>^7</sup>$ ドイツの日刊紙 DIE WELT は、「日本政府がそれを否定し続ける限り、それは、日本というネーションの体面を汚す、褪せることのない汚点でありつづける」と評しています。 Schmidt, Uwe: Japanische Feldbordelle für liebeshungrige Gls, In: DIE WELT, vom 31. Mai 2013.

- Deutsche Ostasienmission (DOAM), Mitglied der Evangelischen Mission in Solidarität (EMS)
  - Paul Schneiss, Ehrenpräsident
  - > Hartmut Albruschat, Vorsitzender
  - Rainer Lamotte, stellvertretender Vorsitzender
  - Schulamit Kriener, beratenes Vorstandsmitglied
  - Eva Ursula Krüger M.A., Vorstand, Pfarrerin und Sinologin
- FFBIZ Frauenforschungs-, -bildungs- und —informationszentrum, Dagmar Nöldge, Wissenschaftliche Dokumentarin im feministischen Archiv FFBIZ
- Frauenverband Courage e.V., Bundesvorstand
  - Frauenverband Courage Berlin e.V.
  - Frauenverband Courage Hagen/Westfahlen e.V.
- HYDRA e.V. Treffpunkt und Beratung für Prostituierte
  - ▶ 同団体からは以下の声明を付すようにとの依頼がありました。「売春婦の権利のために活動する女性団体として、私たちは女性のいかなる濫用、搾取、性暴力にも反対の立場であり、この質問状を支持します。いかなる性暴力も、とりわけ国家によるそれが不処罰のまま、或はその事実を認定されずにおかれてはならないからです。そのような暴力は、暴力であると指摘されねばならず、自由意志に基づく職業としての売春とは明確に区別されねばなりません。」
- Internationale Frauenliga für Frieden und Freiheit, WILPF- Deutsche Sektion, Irmgard Hofer, Vorsitzende
- Korea Verband, Nataly Jung-Hwa Han, Vorsitzende
- Korean Women's International Network in Germany
  - > Jung-Kyoon Lenzen, Vorsitzende in der Bundesrepublik Deutschland
  - Cahng-Ok Han, Ortvorsitzende in Berlin
  - Bo-Young Lee, Ortvorsitzende in Hamburg
- Koreanische Frauengruppe in Deutschland
  - Young-Ok Kim-Helterhoff, Vorsitzende
  - Kook-Nam Cho-Ruwwe, Vorsitzende
- Koreanische Friedensgruppe, Chung-Noh Gross, Vertreterin
- KZ-Gedenkstätte Neuengamme, Dr. Detlef Garbe, Direktor
- Solidarität International
- Solidarity of Korean People in Europe, Young Sook Rippel, Vorsitzende
- SOLidarity with WOmen in DIstress" Solidarität mit Frauen in Not, SOLWODI, Monika Hartenfels, Geschäftsführerin
- Sozialdienst katholischer Frauen e.V., Andrea Franke, Geschäftsführerin
- TERRE DES FEMMES Menschenrechte für die Frau e.V.,

- Christa Stolle, Geschäftsführende Vorstandsfrau
- Verbindungsreferat Ostasien der Evangelischen Mission in Solidarität (EMS), Stuttgart
  - ➢ Gisela Köllner
  - Lutz Drescher
- Bet Debora e.V.- Frauenperspektiven im Judentum, Berlin / Deutschland
- Arbeitsgruppe Krieg & Geschlecht am Hamburger Institut für Sozialforschung
- re[h]v[v]o[l]lte radio im FSK

# 個人:

- Prof. Dr. Fernando Enns, Chair for (Peace) Theology and Ethics, Faculty of Theology at Vrije Universiteit Amsterdam and Institute for Peace Church Theology at University of Hamburg
- Eva Quistorp, Mitglied des Europäischen Parlaments a.D.
- Angelika Graf, Mitglied des Deutschen Bundestags